

**令和5年度**  
**国の施策・予算に対する提案・要望**  
**(新型コロナウイルス関連)**

**令和4年7月**



さいたま市政の推進につきましては、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、本市では、感染拡大防止対策や医療提供体制の充実、不要不急の外出自粛要請等に伴う市民生活や経済活動への影響の最小限化、新しい生活様式の実践に、国や県、医療機関等と連携を図りながら、全庁を挙げて取り組んでまいりました。

本市の新規陽性者数は、長期にわたり続いてきた減少傾向が、6月中旬に増加に転じ、増加傾向は現在も継続しているところです。人の流れの拡大やオミクロン株の新たな系統への置き換わりなどにより、今後、本格的な拡大期を迎える懸念もあることから、これまでの対応の検証を行いつつ、次の感染拡大に備えた保健医療体制の一層の強化、ワクチン接種の確実な実施、地域経済の回復等にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

本市では、新型コロナウイルス対策のために数次の補正予算を編成し、対応を図っているところですが、国の緊急経済対策に基づく支援を受けてもなお、多額の財政支出を伴っており、令和5年度以降の予算編成に向けて危機的な状況であることから、これまで行ってきた多種多様な行政サービスを今後維持していくことが困難になることが予想されます。

本要望書は、今後に向けて、新型コロナウイルス等に係る本市の様々な取組を進めるに当たり、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめております。

つきましては、これまで国が講じてきた緊急経済対策の影響もあり、大変厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、今後の施策の展開に当たり、本市の要望実現に向けて、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

さいたま市長 清水 勇人

## 1 新型コロナウイルスワクチンの確保と円滑な接種への支援

(要望先：厚生労働省)

ワクチンの安全性、有効性及び副反応に関する情報について十分周知すること。

また、地方自治体がワクチン接種事業を円滑に進められるよう接種体制づくりを進めるとともに、先の見通しが立てられるよう、特例臨時接種の期間延長の有無について速やかに情報提供を行うこと。延長する場合には、集団接種会場における医療従事者を切れ目なく確保できるよう、早急に労働者派遣を含めた関係法令等の整備を行うこと。

あわせて、ワクチン接種事業に必要となる経費については、接種事務に携わる職員人件費も含め、地方自治体の負担が生じないよう、全額国費による財政措置を講ずること。

## 2 再度の感染拡大に備えた保健医療体制の整備

これまで国が講じてきた対策の検証を行いつつ、次の感染拡大や新興・再興感染症に備えた保健医療体制を一層強化するため、以下の支援策を講ずること。

### (1) 保健所等の体制強化 (要望先：厚生労働省)

本市では、新型コロナウイルス感染拡大遷延に伴い、保健所の体制強化のため、令和4年4月1日までの1年間で、保健師を含む職員16名を異動等により増員したほか、状況に応じて全庁的な応援体制を組んでいる。ワクチン対策を含め、陽性患者の積極的疫学調査や自宅療養者の健康観察等に適切に対応すべく、適宜、電話回線や通信機器の整備も行っている。

しかしながら、感染拡大には波があり、また、今般は、災害級ともいわれる蔓延状況も経験しているところである。今後も、新型コロナウイルス感染症関連業務だけでなく、様々な健康危機事案へ迅速かつ適切に対応していくため、保健所の更なる体制の充実が必要であることから、次のとおり要望するものである。

- 健康危機事案への迅速かつ的確な対応、他の行政サービスの継続実施、保健所職員の負担軽減のためには、中長期的な観点のもと、恒常的に保健所の人員体制を強化する必要があることから、今後の新興・再興感染症対策を踏まえ、行政職を含む保健所の適正な人員配置指針を示した上で、医師、保健師等の専門人材の確保・育成対策や体制整備のための更なる支援及び継

継続的な財政措置を講ずること。

- ・ 保健所における危機事案発生時の備品・資機材等の確保のほか、体制の整備・強化に伴い生じる施設管理経費等の超過分、関連した突発的（簡易）な施設改修等においても、必要な財政措置を講ずるとともに、手続き等の簡素化・交付処理等の迅速化も講ずること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に限らず、様々な感染症対策において即戦力となる医療職の派遣調整が速やかにできるよう IHEAT の更なる充実を図ること。
- ・ 地方衛生研究所は、試験検査や公衆衛生情報の収集・解析・提供等、本市の感染症対策に欠かせない重要な役割を担っている。今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、今後の地方衛生研究所の体制強化を図るため、地方衛生研究所の法的な位置付けを明確にするとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新並びに専門人材の確保・育成のための支援及び財政措置を講ずること。

## （２）医療機関に対する支援 （要望先：厚生労働省）

地域の医療提供体制は、新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者を受け入れている医療機関はもちろん、様々な医療機関が連携し、役割を分担することで維持されているところ、現在、多くの医療機関が経営に多大な影響を受けていることから、経営の安定化のため、必要な財政支援を行うこと。特に、救急医療の機能低下は、地域の医療提供体制に多大な影響を及ぼすことから、継続的な救急医療の提供のため、地域の救急医療を担う医療機関に対し、必要な財政支援を講ずること。また、在宅医療を担う医療機関や医療従事者に対し、必要な財政支援を講ずること。

## （３）認可外保育施設の利用料の減額に係る支援 （要望先：厚生労働省）

保育施設に対する登園自粛や臨時休園については、緊急事態宣言等によって生じた社会的必要性に対応して行われていることを踏まえ、認可保育所と同様に認可外保育施設においても、利用者及び施設を支援する観点から、施設の登園を自粛した場合や臨時休園した場合の利用料の減額分など、臨時的な措置として必要な財政措置を講ずること。

### 3 雇用の維持と経済活性化

感染症の影響が長期化する中、危機的状況に陥っている地域経済を一刻も早く回復させるため、以下の支援策を講ずること。また、次の感染拡大等に備え、これまで講じた支援策についても検証し、充実させること。

#### 中小企業・小規模事業者等への継続的な支援

(要望先：経済産業省（中小企業庁）)

中小企業・小規模事業者に対する継続した資金繰り対策、各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援等、既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付も含め支援策をより一層充実・強化すること。

資金繰り支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引いている現状を踏まえ、既往債務の返済猶予について、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を徹底するとともに、返済期間の長期化等の制度拡充を図ること。特に、国において信用保証協会による保証付き劣後ローンを制度化するなど、事業者がアフターコロナを見据え、デフォルトを回避し、長期的に安定した資金調達に基づく計画的な経営改善や事業再構築支援等を地域金融機関等から継続して受けられるよう必要な対策を講ずること。

これら支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備、申請簡素化、交付状況の開示、手続きが不慣れな事業者に対する専門家の支援等の制度の充実を図るなど、迅速で実効的な支給につなげること。

### 4 ウィズコロナにおける多様な教育機会の確保

児童・生徒が安心して学べる環境を整備し、これまでの対面授業とデジタルのベストミックスを図りながら個別最適な学びと協働的な学びを推進するため、以下の支援策を講ずること。

#### (1) ICT環境整備への継続的な支援 (要望先：文部科学省)

教育機会の確保については、再度の感染拡大に伴う臨時休業等も想定し、全ての児童生徒の教育機会の確保のため、「1人1台端末」の環境維持に必要な児童生徒増及び学級増に対応できる情報機器等の調達・運用・更新に係る費用及び通信回線の増強等に係る費用について、継続的かつ十分な財政措置を行うこと。

## (2) 学校職員の負担軽減（要望先：文部科学省）

新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する学校職員の負担軽減については、教員の業務支援を行う教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の増員を図るための財政措置を行うこと。

## 5 地方自治体の財政に対する支援（要望先：総務省、内閣府）

日本国内で新型コロナウイルス感染症の最初の感染が確認されてから2年以上経過したが、これまでの度重なるまん延防止等重点措置などの発令により、市民生活や地域経済へ大きな影響を及ぼし、地方財政を取り巻く環境は引き続き厳しいものとなっている。

今年度、新型コロナウイルス感染者数は減少傾向であったものの、昨今、オミクロン株の新たな系統「BA.5」が確認されてきており、全国的に6月下旬から感染者数が増加傾向にあることから、本市においても感染の再拡大が危惧され、市民生活や地域経済を維持するための対策に備える必要がある。このため、令和5年度以降も新型コロナウイルス感染症拡大防止策や経済対策等を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の継続交付を行う等により地方自治体の財政運営に支障をきたさないよう必要な財政措置を行うこと。

なお、地方創生臨時交付金の算定にあたっては、財政力指数にかかわらず、大都市特有・地域固有の実情に応じて必要な額を確保できるような算定への配慮を行うこと。

また、アフターコロナにおいては、保健所の体制強化や、各種デジタル化に伴う運用経費をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要についても、地方財政計画に適切に反映し、必要な財政措置を行うこと。

【参考】要望項目及び要望先一覧

1 新型コロナウイルスワクチンの確保と円滑な接種への支援		
	新型コロナウイルスワクチンの確保と円滑な接種への支援	厚生労働省
2 再度の感染拡大に備えた保健医療体制の整備		
(1)	保健所等の体制強化	厚生労働省
(2)	医療機関に対する支援	厚生労働省
(3)	認可外保育施設の利用料の減額に係る支援	厚生労働省
3 雇用の維持と経済活性化		
	中小企業・小規模事業者等への継続的な支援	経済産業省 (中小企業庁)
4 ウィズコロナにおける多様な教育機会の確保		
(1)	I C T 環境整備への継続的な支援	文部科学省
(2)	学校職員の負担軽減	文部科学省
5 地方自治体の財政に対する支援		
	地方自治体の財政に対する支援	総務省 内閣府

令和5年度国の施策・予算に対する提案・要望  
(新型コロナウイルス関連)

令和4年7月

発行 さいたま市都市戦略本部 都市経営戦略部  
〒330-9588  
埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
電話番号：048-829-1033 (直通)  
ファックス：048-829-1997